

令和6年度埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるための措置を実施する障害福祉サービス施設・事業所等、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設(以下「施設・事業所」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、埼玉県内に所在する施設・事業所を運営する事業者(以下「事業者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業

の実施について（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について（令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に定められた事業とする。

2 補助金の申請手続等については、次のとおりとする。

- (1) 補助金を受けようとする施設・事業所の事業者は、埼玉県知事に対してその旨の申請を行う。
- (2) 複数の施設・事業所を有する事業者については、埼玉県に所在する施設・事業所について、一括して申請することができる。
- (3) サービス区分毎に厚生労働省又はこども家庭庁の様式を使用するものとする。
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設はこども家庭庁の様式を使用するものとし、その他は厚生労働省の様式を使用するものとする。

（交付申請書の提出等）

第4条 規則第4条第1項に掲げる申請書の様式及び記載事項は、様式第1号「令和6年度埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業補助金交付申請書」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。ただし、(3)は該当する者のみ提出するものとする。また、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に登録した口座に振り込みを行う場合は、(4)及び(5)の添付は不要とする。

- (1) （国実施要綱別紙様式2-1）令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書
- (2) （国実施要綱別紙様式2-2）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）
- (3) （国実施要綱別紙様式5）特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）
- (4) （様式第2号）口座振替依頼書
- (5) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

4 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書様式は、様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第4号により通知する。

(変更交付申請)

第6条 申請者は、第4条による申請書に変更を生じたときは、様式第5号により変更交付申請をしなければならない。

2 前項による添付書類は第4条第3項のとおりとする。

(変更交付決定)

第7条 変更交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 埼玉県は、交付決定を受けた施設・事業所が令和6年2月から5月サービス提供分の障害福祉サービス等報酬総額、障害児通所支援等報酬総額について国保連に請求をしたことにより本補助金の請求があったものとみなす。

なお、交付額は、国保連が月ごとの障害福祉サービス等報酬確定額、障害児通所支援等報酬確定額に基づき算出した額のとおりとし、口座振替により補助金を交付する。

2 前項の補助金は概算払とする。

3 補助金は、原則として障害福祉サービス提供月の翌々月末日までに交付するものとする。ただし、令和6年2月及び3月の障害福祉サービス提供分については、6月末日までに交付するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬総額、障害児通所支援等報酬総額について、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに国保連により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告の様式及び記載事項は、様式第7号、国実施要綱

別紙様式 3-1 「令和 6 年 2 月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書」及び同様式 3-2 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）」のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 10 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 8 号のとおりとする。

（決定の取消し等）

第 11 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令に違反する行為があったとき。
- （2）不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- （3）補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- （4）その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第 10 条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

（交付の条件）

第 13 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（書類の整備等）

第 14 条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければ

ならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

別紙 1

令和 6 年度埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業の対象とする施設・事業所は下記表のサービスを提供するものとする。

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
生活介護
施設入所支援
短期入所
療養介護
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助（指定共同生活援助）
共同生活援助（日中サービス支援型）
共同生活援助（外部サービス利用型）
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

(参考) 非対象サービス

計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援
--

別紙2

表1 令和6年度埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業
補助金交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。

(参考) 非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援	0%